

イルカパーク

指定管理者募集要項【再々公募】



令和7年8月

壱岐市 地域振興部 観光課

目 次

1 募集の趣旨	2
2 応募資格	2
3 指定期間	3
4 施設の概要	3～31
(1) 名 称	
(2) 所在地	
(3) 施設構成・規模・構造	
(4) 運営状況（実績等）	
5 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担	32～36
(1) 管理基準	
(2) 業務の範囲	
(3) 業務の再委託の制限	
(4) リスク分担に対する方針	
(5) 指定の取消し等	
6 指定管理料の使途	36
7 指定管理者の審査・選定の方法	37～40
(1) 基本的な考え方	
(2) 選定方法	
(3) 評価方式	
(4) 選定審査対象からの除外	
8 協定の締結	40
9 指定までのスケジュール	40～41
10 応募手続等	41～42
(1) 申請書類の提出方法等	
(2) 提出書類	
(3) 質問の受付	
(4) 留意事項	
11 問い合わせ先及び書類の提出先	42
[別紙] ①イルカパーク管理・環境等検討委員会報告書	43～47
②提出書類一覧及び様式	48～60

1 募集の趣旨

本イルカパーク（以下、「本施設」という。）は壱岐島の魅力である豊かな自然が凝縮されており、平成7年のオープン以来、長きに渡り市民から愛される重要な施設です。また、一方で島内周遊観光の起点としても国内外から多くの人々を呼び込んでおり、地域への経済的波及効果を持っています。

本施設の管理について、地方自治法第244条の2第3項及び壱岐市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第2条の規定に基づき、本施設の設置目的を効果的、効率的に達成することができる指定管理者を募集します。

平成15年6月の法改正により導入されました指定管理者制度は、市議会の議決を経て、市が指定する法人その他の団体が施設の管理を代行するものであり、民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、一層のサービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

本施設の管理運営にあたっては、利用者の様々なニーズやサービスが求められており、弾力的な対応、創意工夫によるサービス向上を図ることにより、利用者の一層の利用を目指しています。

指定管理者は、公正かつ適正で、より効果的、効率的な管理運営の下、設置理念に基づき総合的な管理や、利用者の意見や要望を適切に管理に反映すること等が必要です。

2 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たすものとし、指定管理開始前及び開始後において、資格を失効または取得できず、市が指定を取り消すことになる場合は、その損害の賠償を請求する場合があります。

- (1) 個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。
- (2) 市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び壱岐市民のサービス提供に精通している団体で、壱岐市内に事務所を有する団体であること。
- (3) 管理運営のために必要な「甲種防火管理者」の資格を有すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4及び壱岐市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない（競争入札の参加資格を有する）団体であること。
- (5) 会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されていること。
- (7) 税及び各種使用料等の滞納がない団体であること。
- (8) 市議会の議員、市長、副市長が経営する法人その他団体でないこと（指定管理候補者の選定の決定に関与する市の職員、地方自治法第180条の5項第1項及び第2項に規定する委員会の委員（監査委員を含む）、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくする者が代表取締役、社長、副社長、専務取締役、常務取締役その他これらに準ずる役員等に就任する法人その他の団体とします。）。

※複数の団体により構成するグループによる応募について

ア 複数の団体で共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、グループとして応募することも可能です。その場合は、応募時に共同事業体用の指定管理者申込書を提出してください。なお、グループ内のすべての団体が上記の応募資格に該当することが必要です（ただし、(2)と(3)については、該当する団体がグループ内に1団体以上含まれており、かつその団体が、本要項に定める「5 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担」・「(2) 業務の範囲」における「① 施設運営業務」と「② 維持管理業務」（33～34ページを参照）を直接実施する体制が構築されていれば、グループ全体を該当するものと認めます）。

イ 選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約（民法上で定められた契約の一種）を締結し、組合契約書の写しを提出してください。

ウ 当該グループの代表団体及び構成団体は、別のグループ又は単独により応募することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、壱岐市が業務遂行上の支障がない

と判断した場合に限り、変更できるものとします。

オ グループを構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすることとします。

3 指定期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日までの3年間とします。

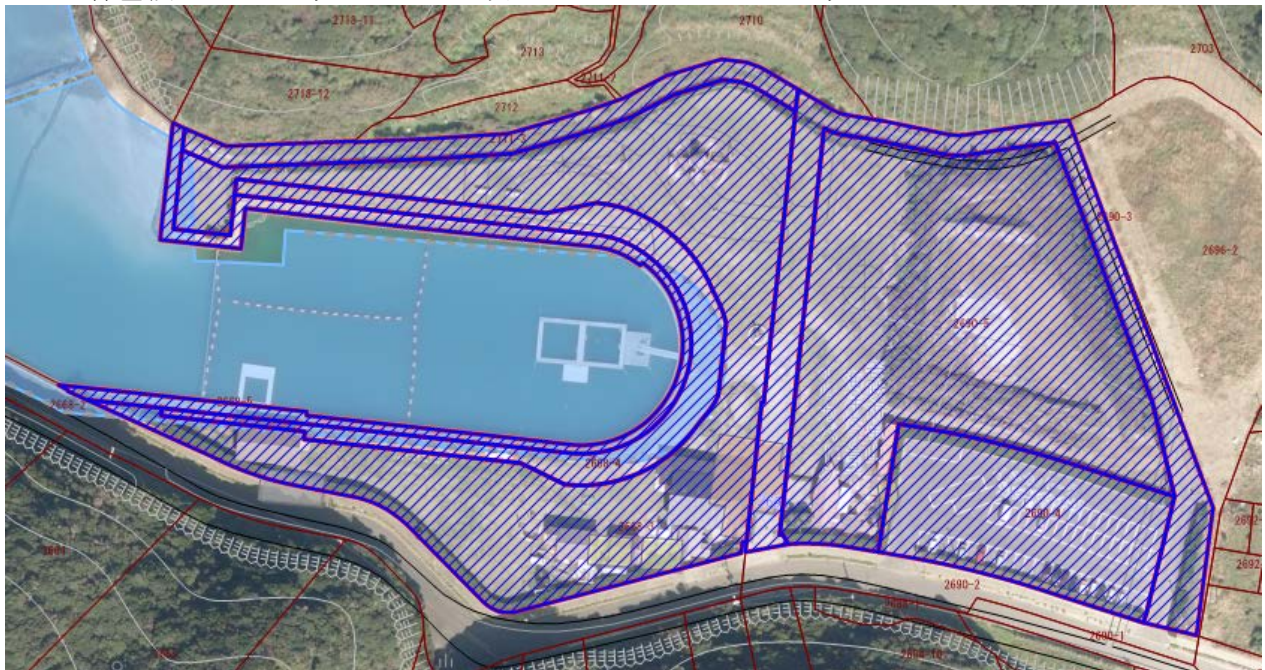
4 施設の概要

- (1) 名 称 イルカパーク
- (2) 所在地 壱岐市勝本町東触2668番地3 他
- (3) 施設構成・規模・構造

＜土地＞

壱岐市勝本町東触字 □細辻2668番地3、2668番地4、2668番地5
 白濱辻2690番地3、2690番地4、2690番地5
 小串 2711番地3 及び地先

全体面積 A=20,591㎡ 及び イルカプール A=8,500㎡

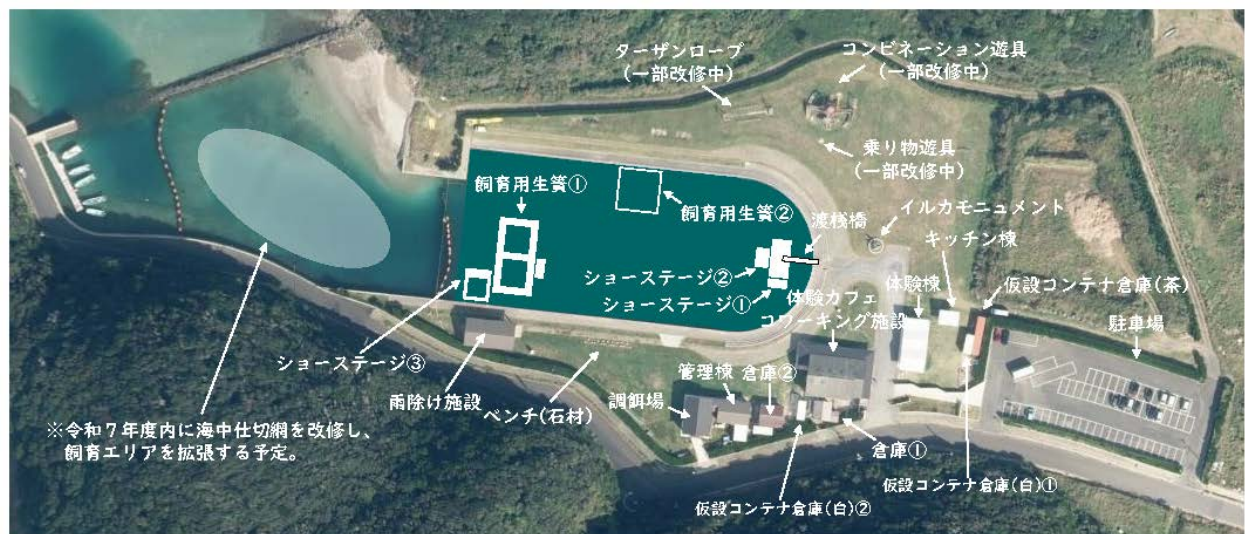


大字名称	小字名称	本番	枝番	登記地目名称	登記地積	所有者氏名
勝本町東触	□細辻	2668	3	雑種地	6667.00	壱岐市
勝本町東触	小串	2711	3	公衆用道路	799.00	壱岐市
勝本町東触	□細辻	2668	5	雑種地	941.00	壱岐市
勝本町東触	□細辻	2668	4	雑種地	1499.00	壱岐市
勝本町東触	白濱辻	2690	3	公衆用道路	2064.00	壱岐市
勝本町東触	白濱辻	2690	4	雑種地	2222.00	壱岐市
勝本町東触	白濱辻	2690	5	雑種地	6399.00	壱岐市

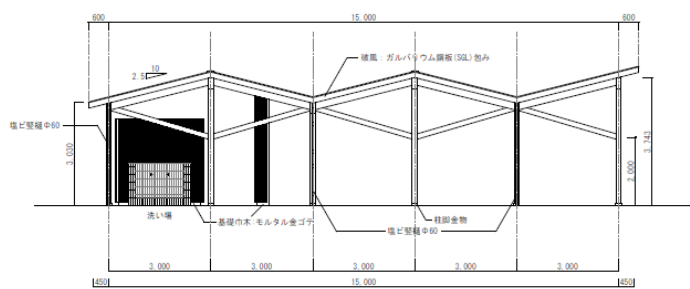
< 建物 >			
No.	建物名	構造	面積
①-1	体験棟	木造平屋建	132.84㎡
①-2	キッチン棟	木造平屋建	25.20㎡
①-3	体験カフェコワーキング施設	木造平屋建	205.38㎡
①-4	倉庫①	木造平屋建	43.27㎡
①-5	倉庫②	木造平屋建	34.78㎡
①-6	管理棟	木造平屋建	77.42㎡
①-7	調餌場	木造平屋建	59.62㎡
①-8	雨除け施設	木造平屋建	106.00㎡
合計			684.51㎡

< その他附帯施設 >		
No.	設備名	規格
②-1	飼育用生簀①	9 m × 9 m × 2 区画
②-2	飼育用生簀②	12m × 12m
②-3	渡橋	1.35m × 10m
②-4	ショーステージ①	4m × 6m
②-5	ショーステージ②	4m × 6m
②-6	ショーステージ③	8m × 10m
②-7	コンビネーション遊具	L=14.4m、W=10.2m、H=5.4m
②-8	ターザンロープ	L=15m、W=3.5m、H=3m
②-9	乗り物遊具	L=0.6m、W=0.6m、H=1.4m
②-10	ベンチ(石材)	15基
②-11	イルカモニュメント	1基
②-12	仮設コンテナ倉庫(茶)	L=12.3m、W=24.5m、H=2.7m
②-13	仮設コンテナ倉庫(白)①	L=6.0m、W=24.5m、H=2.7m
②-14	仮設コンテナ倉庫(白)②	L=6.0m、W=24.5m、H=2.7m
②-15	浄化槽	165人槽(FRP)
②-16	駐車場	2,000㎡(自家用車 5 4 台、バス 3 台)

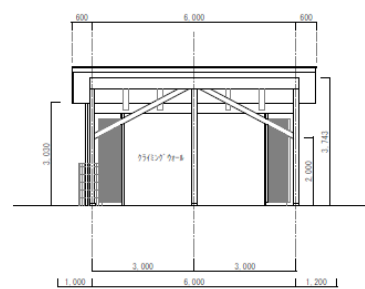
イルカパーク施設・設備(令和7年7月現在)



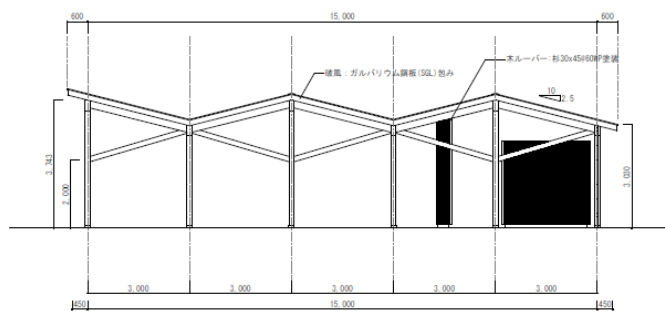
①-1：体験棟



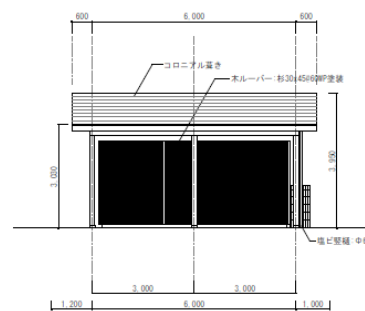
東立面図



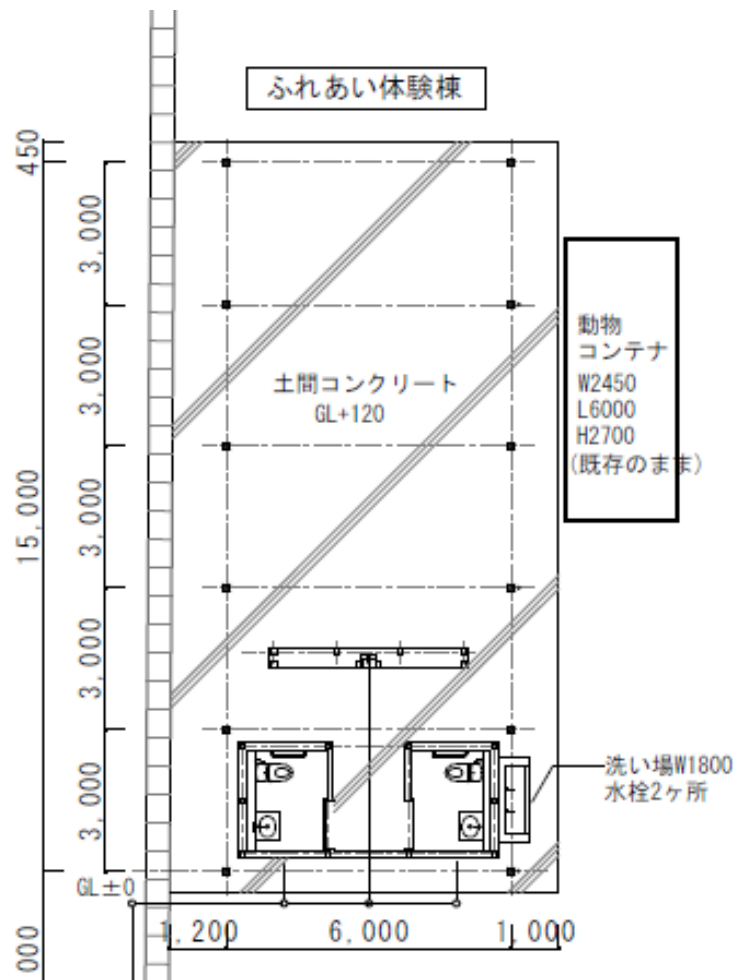
北立面図



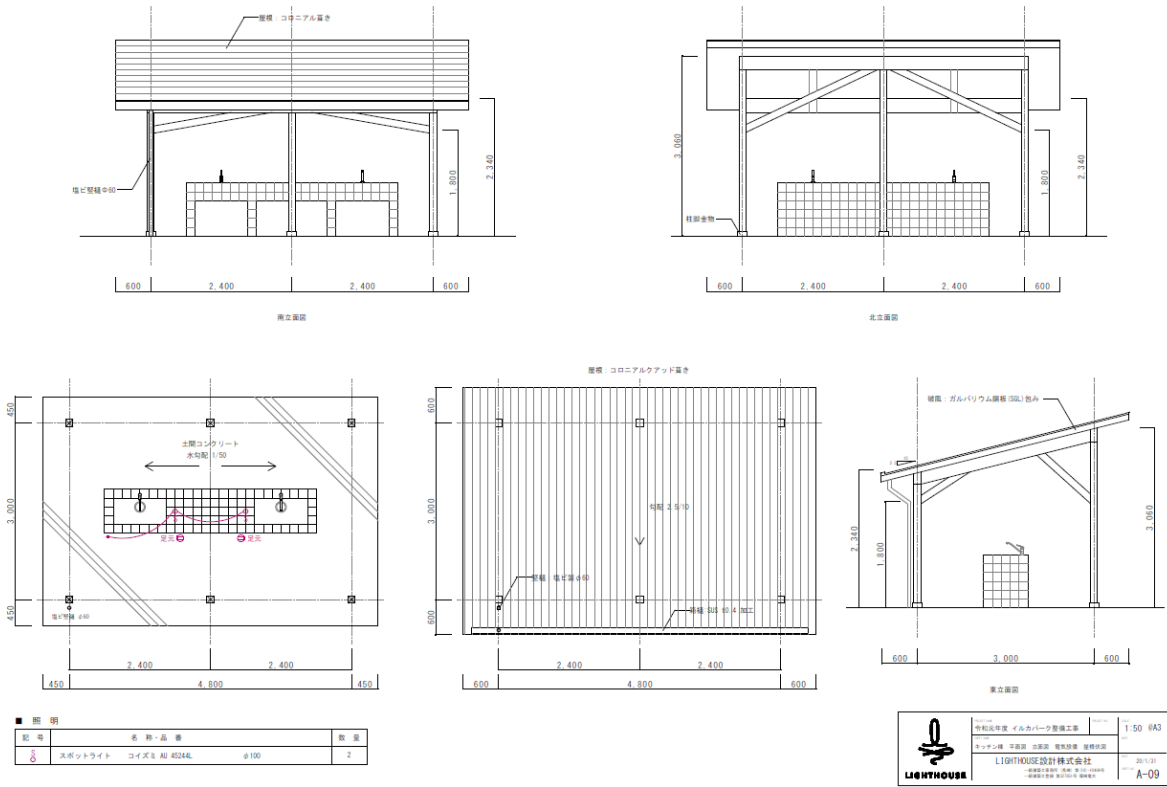
西立面図

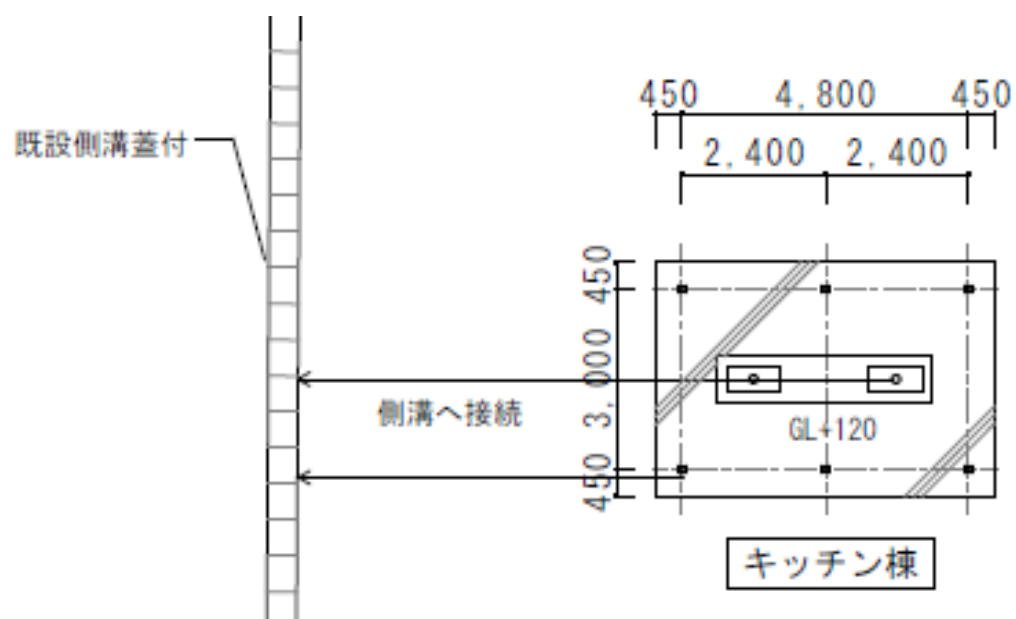


南立面図



①-2：キッチン棟

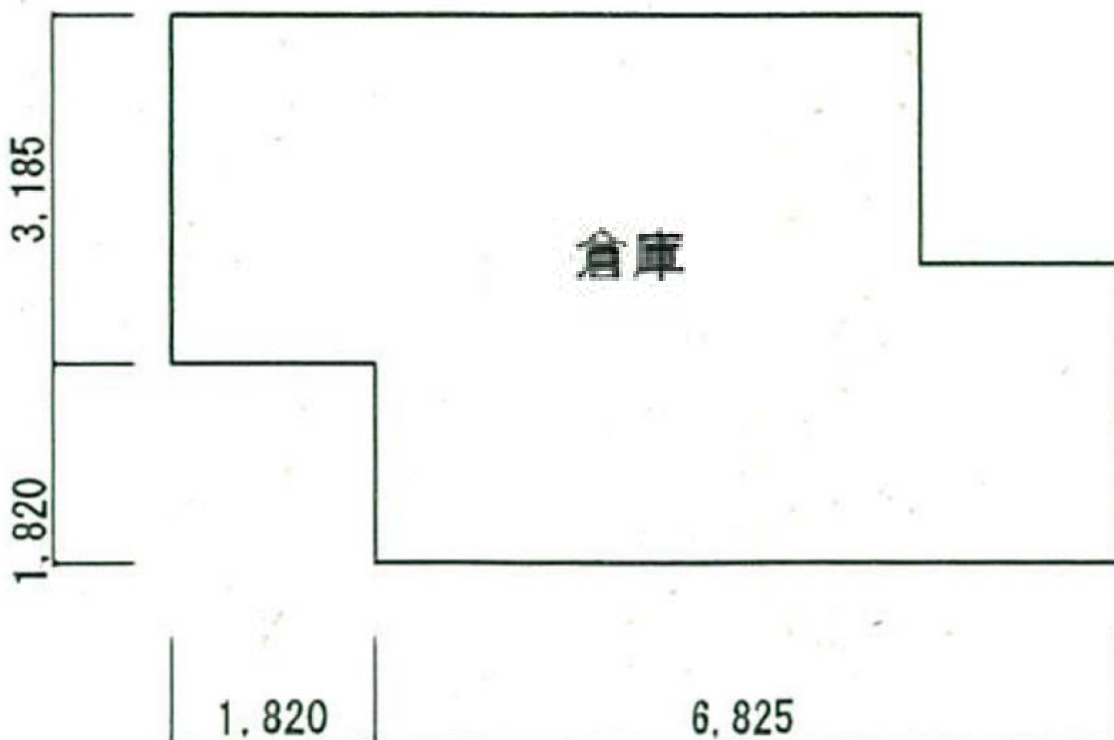




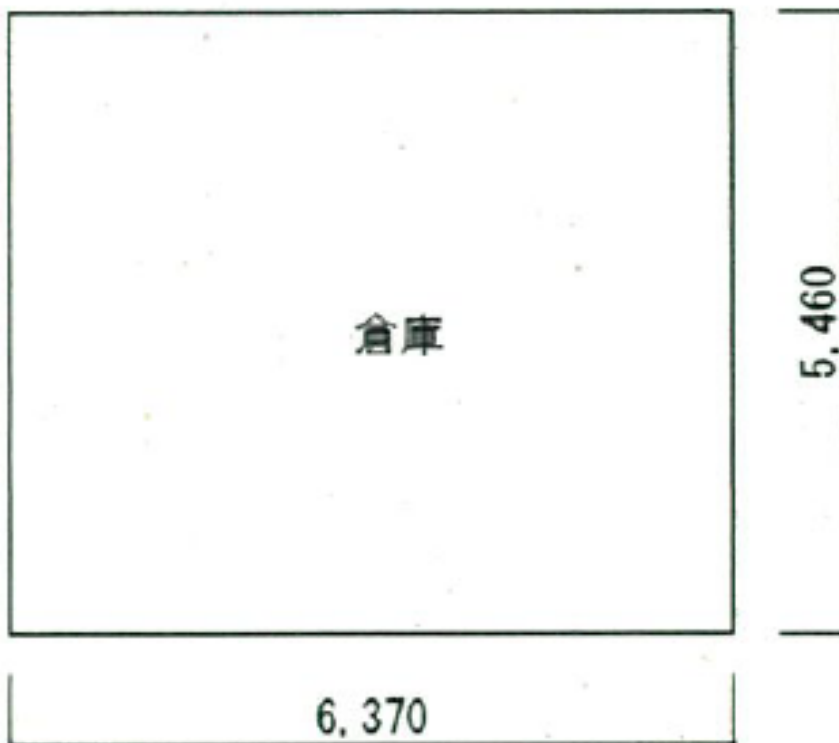
①-3：体験カフェコワーキング施設



①-4：倉庫①



①-5：倉庫②



①-6：管理棟 、 ①-7：調餌場

①-6：管理棟



①-7：調餌場



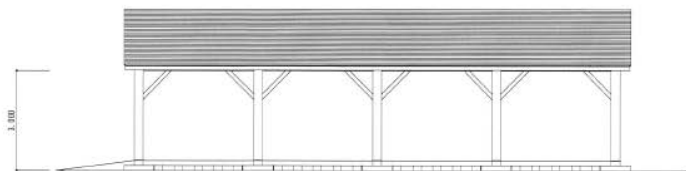
10



屋根	構造用合板1/2+カラールーフィング23K+コロニアルクアド置き 破風板：ガルバリウム鋼板巻き 樋：セキスイUST140/UT60
軒天	化粧石膏スラグボードt6 目透かし貼り ※日部に亜鉛シヤイトを使用
外壁	透湿防水シート 通気胴縁21x45 窯業サイディングt16 金物工法 土台水切：ガルバリウム鋼板既製品
基礎巾木	モルタル剛毛引き

口内部仕上表

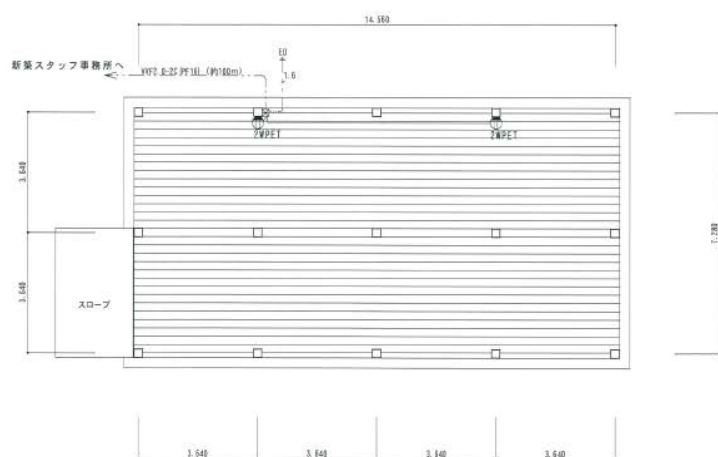
①-8：雨除け施設



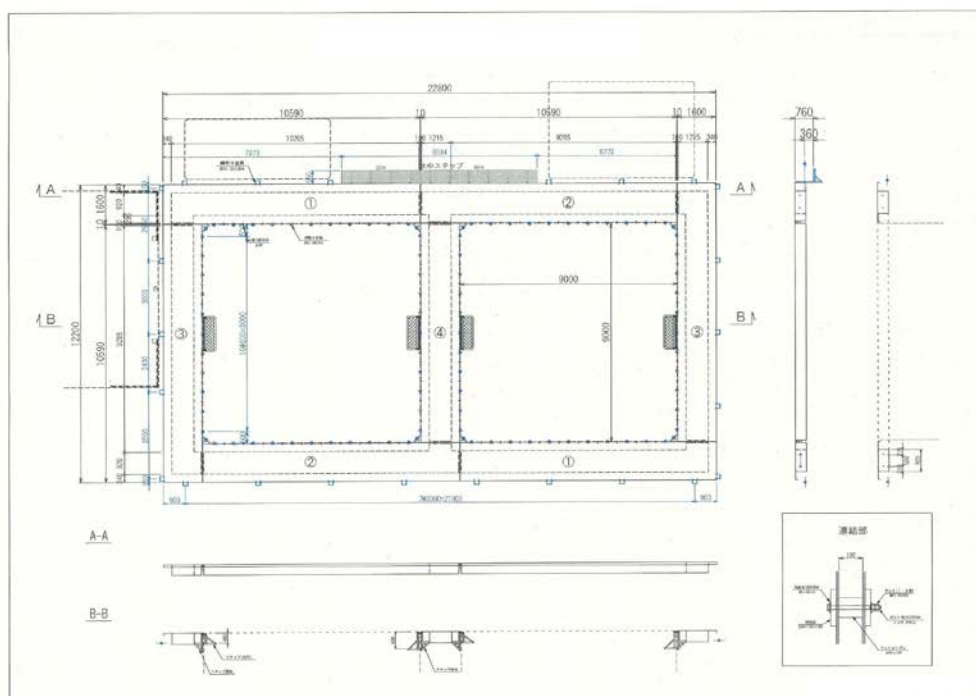
A, C 立面図 S=1/100



B, D 立面図 S=1/100



②-1：飼育用生簀①



②-2：飼育用生簀②



②-3：渡橋



②-4：ショーステージ①



②-5：ショーステージ②



②-6：ショーステージ③



②-7：コンビネーション遊具



②-8：ターザンロープ



②-9：乗り物遊具



②-10：ベンチ(石材)



②-11：イルカモニュメント



②-12：仮設コンテナ倉庫(茶)



②-13：仮設コンテナ倉庫(白)①



②-14：仮設コンテナ倉庫(白)②



< 備品 >

No.	品名・規格等	数
1	A E D 収納箱 M3K-1009COMPACT	1
2	生簀仕切用網 1 0 m × 5 m	1
3	車いす (株)カワムサイクルKA822-42B-M	1
4	生簀 12m×12m×5m	1
5	サーモマネージャー E X	1
6	浄水器 QL3-ES07	1
7	ホットウォーターディスペンサー bunn H5X	1
8	ドリップマシン WILFA	1
9	ガスコンロ FGTNS127522	1
10	厨房エアコン S40VTEP	1
11	SCHOOLエリア 特注テーブル	6
12	SCHOOLエリア 特注イス	11
13	IDOBATAエリア 特注テーブル	3
14	IDOBATAエリア アームチェアカスタム	12
15	SOFAエリア ソファ harman sofa	2
16	SOFAエリア ローテーブル sink coffee table	1
17	ショーケースエリア チェア LAWN chair	8
18	SEAエリア 特注カウンター	2
19	SEAエリア チェア LAWN chair	6
20	BARエリア チェア FA iron high stool	4
21	TERRASエリア チェア アカプルコ	4
22	カフェカウンター照明 特注カラー	3
23	多目的ゾーン照明	1
24	エスpressoマシン LA MARZOCCO LINEA PB 2連	1
25	エスpressoマシン ラインダ - SIMONELLI MYTHOS ONE	1
26	コーヒングマシン ラインダ - MAHLKING EK43	1
27	食洗器 JWE-400TUB	1
28	冷凍冷蔵庫 RFT-180SDG-R	1
29	冷凍冷蔵庫 RFT-180SNG	2
30	製氷機 IM-55M-1	1

31	スチームコンベクション HIC-5TC3	1
32	キッチンミキサー	1
33	アメニティドームM	5
34	アメニティドームL	5
35	アメニティドームMマットシートセット	5
36	アメニティドームLマットシートセット	5
37	ランドロック	1
38	ランドロックシールドルーフ	1
39	ランドロックインナーマット	3
40	ランドステーション アイボリー	1
41	HDタープヘキサL	1
42	ヘキサEvo. アイボリー	3
43	ローチェア30カーキ	12
44	ローチェア30ブラウン	12
45	FDチェア RD	10
46	ワンアクションテーブルロング竹	4
47	IGTフレームロング	4
48	IGTマルチファンクションテーブルロング竹	6
49	スノーピークツーパーナー液出し	5
50	フォールディングシェルフロング竹	5
51	シェルフコンテナ 5 0	3
52	セパレートシュラフオフトンワイドLX	27
53	キャンピングマット2.5	28
54	焚火台Lスターターセット	5
55	ジカロテーブル	5
56	ラックソットマルチスターターセット	1
57	タクード	2
58	コールマン ノーススター	5
59	コールマンスチールベントクーラー	5
60	ウェーバー グリルセット	6

61	SUP（インフレーターブル）SUPFIT 106x32x6 ボード	2
62	SUP（インフレーターブル）SUPFIT 106x32x6 パドル	2
63	SUP（ハード）クルーザー-106x32x5 ボード	3
64	SUP（ハード）クルーザー-106x32x5 パドル	3
65	AirREGI（POSレジ）（ipad+ドロアー（レシート印刷機付））	3
66	ノートパソコン(DELL)	1
67	スチームグリドルEGF2083B3650（中古）	1
68	生化学検査装置 富士ドライケムアナライザー FDC NX700 V	1
69	超音波検査装置 V18000 M-Turbo V	1
70	コンベックスプローブ V09149 C60x-Vet	1
71	小型遠心分離機、キャリングケース	1

<飼育動物(イルカ)>		
No.	名前・性別	備考
③-1	あずき（メス）	平成24年4月搬入
③-2	パル（オス）	令和5年10月搬入
③-3	ビビ（メス）	令和5年10月搬入

(4) 運営状況（実績等）

① 事業・業務内容

●施設の管理に関する業務

- ・施設全般の管理運営
- ・イルカの飼育管理及び健康管理
- ・施設(土地及び建物)、設備、備品等（以下「施設等」という。）に係る委託業務締結等（浄化槽保守管理・浄化槽検査・電気保安管理・清掃メンテ）
- ・施設等に係る事務等（使用許可・使用料の徴収・減免申請 等）
- ・入園料、体験料、施設等の使用料及び賃借料等の徴収
- ・指定管理における収支計算書並びに業務報告書の作成及び市への提出
- ・観光課との連絡調整

② 利用者数・入園料等

●入園者数（～R6実績）

年度	入園者数									入園料収入
	島外			島内			小計			
	大人	小人	小計	大人	小人	小計	大人	小人	合計	
平成16年	-	-	-	-	-	-	-	-	52,909人	7,822,041円
平成17年	-	-	-	-	-	-	-	-	37,645人	5,098,930円
平成18年	-	-	-	-	-	-	-	-	28,663人	4,506,882円
平成19年	-	-	-	-	-	-	-	-	32,969人	4,926,446円
平成20年	-	-	-	-	-	-	-	-	29,408人	4,104,026円
平成21年	-	-	-	-	-	-	-	-	34,302人	4,854,850円
平成22年	-	-	-	-	-	-	-	-	28,909人	4,011,160円
平成23年	-	-	-	-	-	-	-	-	25,426人	3,647,950円
平成24年	-	-	-	-	-	-	-	-	25,048人	3,661,290円
平成25年	-	-	-	-	-	-	-	-	25,811人	3,879,040円
平成26年	-	-	-	-	-	-	-	-	23,179人	3,223,735円
平成27年	-	-	-	-	-	-	-	-	22,769人	3,372,850円
平成28年	-	-	-	-	-	-	-	-	21,512人	2,989,500円
平成29年	-	-	-	-	-	-	-	-	25,167人	3,518,830円
平成30年	-	-	-	-	-	-	-	-	25,820人	3,744,512円
令和元年	17,767人	3,236人	21,003人	9,651人	3,037人	12,688人	27,418人	6,273人	33,691人	9,428,550円
令和2年	9,111人	1,198人	10,309人	6,211人	3,070人	9,281人	15,322人	4,268人	19,590人	5,001,325円
令和3年	7,738人	1,465人	9,203人	4,746人	2,988人	7,734人	12,484人	4,453人	16,937人	7,603,500円
令和4年	12,858人	3,146人	16,004人	6,155人	3,231人	9,386人	19,013人	6,377人	25,390人	11,983,800円
令和5年	12,435人	3,685人	16,120人	5,336人	2,622人	7,958人	17,771人	6,307人	24,078人	10,919,350円
令和6年	11,578人	3,442人	15,020人	4,261人	2,323人	6,584人	15,839人	5,765人	21,604人	10,625,060円

※令和3年より入園料が「大人：500円→1,000円」、「子供：250円→500円」となっています。

●指定管理における収入(～R6実績)

年度	入園者数	入園料収入	体験者数	体験料	合計
平成16年	52,909人	7,822,041円	－	－	7,822,041円
平成17年	37,645人	5,098,930円	－	－	5,098,930円
平成18年	28,663人	4,506,882円	－	－	4,506,882円
平成19年	32,969人	4,926,446円	－	－	4,926,446円
平成20年	29,408人	4,104,026円	－	－	4,104,026円
平成21年	34,302人	4,854,850円	1,183人	681,600円	5,536,450円
平成22年	28,909人	4,011,160円	982人	856,400円	4,867,560円
平成23年	25,426人	3,647,950円	722人	620,800円	4,268,750円
平成24年	25,048人	3,661,290円	913人	817,400円	4,478,690円
平成25年	25,811人	3,879,040円	618人	533,300円	4,412,340円
平成26年	23,179人	3,223,735円	316人	110,940円	3,334,675円
平成27年	22,769人	3,372,850円	1,728人	678,425円	4,051,275円
平成28年	21,512人	2,989,500円	1,873人	1,012,200円	4,001,700円
平成29年	25,167人	3,518,830円	3,923人	2,069,950円	5,588,780円
平成30年	25,820人	3,744,512円	5,003人	2,607,622円	6,352,134円
令和元年	33,691人	9,428,550円	4,793人	4,954,350円	14,382,900円
令和2年	19,590人	5,001,325円	4,942人	6,182,400円	11,183,725円
令和3年	16,937人	7,603,500円	6,028人	8,407,900円	16,011,400円
令和4年	25,390人	11,983,800円		15,087,800円	27,071,600円
令和5年	24,078人	10,919,350円		11,147,750円	22,067,100円
令和6年	21,604人	10,625,060円		8,136,700円	18,761,760円

※現在の指定管理者の体験メニュー

名称	イルカパーク	管理主体	IKI PARK MANAGEMENT株式会社
位置	壱岐市勝本町東触2668番地3外	スタッフ	トレーナー 4名 カフェ・アウトドア・総務 2名
入園時間	午前9時30分～午後5時30分		受付 1名 役員1名 合計8名
入園料 (1回につき)	大人 1,000円 小人(中学生以下) 500円 幼児(幼稚園児以下) 無料	・20人以上の団体は1割引 ・島内者は、身分証提示で無料 ・R3年度より(大人:500円→1,000円、小人:250円→500円) ※説明付きのイルカトレーニング(他施設で言うショーの ようなもの)を見ることができ、その分の料金を含む。	
ふれあい体験料 (1回につき)	トレーニングタイム 0円 イルカにごはん 1,000円 トレーニングツアー 2,000円 チュー、ハグ 3,000円 トレーナー体験(3時間) 10,000円 トレーナー体験(1.5日) 15,000円 ドルフィンエンカウンター 20,000円	1日2回。上記入園料に含まれるため無料。 エサやり体験 トレーナー体験 胴長をはいて、水中台に立って、イルカとふれあい イルカトレーナーの1日の仕事を3時間に詰め込んだ体験 イルカトレーナーの1日の仕事を体験できる12時間の体験 イルカのいる海でシュノーケリング	

※入園料及び利用料等について(壱岐市串山海洋性公園条例の第7条第2項の別表)

項目	区分	料金上限	備考
入園料	大人	1,000円以内	
	小人(中学生以下)	500円以内	
利用料等	大人	20,000円以内	利用施設、体験プログラムに応じて、左記料金を上限に設定する
	小人(中学生以下)	15,000円以内	

5 指定管理者が管理する施設の管理基準・業務の範囲・リスク分担

(1) 管理基準

① 開園時間

午前9時30分～午後5時00分
(市の承認を得た場合はこの限りではありません)

② 休館日

- ・曜日指定なし
 - ・週2日以内
- (市の承認を得た場合はこの限りではありません)

③ 人員配置の基準

受付1名、トレーナー2名常駐を最低基準として維持すること。また、『イルカパーク管理・環境等検討委員会報告書』に基づき、可能な限り常勤の獣医師1名を配置すること(『イルカパーク管理・環境等検討委員会報告書』については、下記(2)業務の範囲⑤(34ページ)を参照)。

④ 入園料

苓岐市串山海洋性公園条例に基づき定めること。

⑤ 使用・利用許可の基準

- 自然公園法、及び、苓岐市串山海洋性公園条例に基づいて行い、次のような場合には本施設の施設等の使用及び賃借を許可しないこと。
 - ・自然公園法及び苓岐市串山海洋性公園条例に違反するおそれがあるとき。
 - ・公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - ・施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - ・上記に掲げるもののほか、本施設の管理上支障を来すおそれがあるとき。
- 施設等の使用料及び賃借料について、使用期間、料金は指定管理期間内において、指定管理者が自由に定めること。

⑥ 事業の実施に関する詳細事項

- ・事業実施について、必要に応じて地元漁業協同組合等との協調を図ること。
- ・体験プログラム等の実施については、利用者の安全管理に万全を期すること。

⑦ 清掃、警備等に関する詳細事項

本施設内外は常に清掃を徹底し、清潔な環境の保持に務めること。

⑧ 安全管理及び災害発生時の指定管理者の対応について

- ・災害が発生した場合、施設及び周辺の状態を把握し速やかに報告すること。
- ・施設の管理保全に努めるとともに、被害拡大の防止をはかること。
- ・災害が発生した場合は、施設利用者の避難誘導等安全の確保に努めるとともに、その状況を速やかに市に報告すること。
- ・緊急時対応、防犯・災害対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

⑨ 個人情報等の取扱・情報公開の推進

管理の際に知り得た個人情報等については、苓岐市個人情報保護条例に基づき取扱に十分注意し職員に周知徹底を図ること。それ以外のものについては、苓岐市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき積極的に情報公開に努めること。

⑩ 目的外使用の基準

本施設は、直接に住民の共同使用に供することを目的に設置した施設であり、財産の分類上、行政財産として区分されています。この行政財産は、施設の設置目的又はその用途以外に使用することができません。しかし、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができます。このことを行政財産の目的外使用許可といいます。目的外使用許可の内容は主に以下のとおりですが、これは市長のみが行行使できる権限であり、指定管理者が行うことはできません。

- ・当該行政財産を利用する者の利便を図るため、その他、厚生施設を設置するとき。
- ・公共目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間使用させるとき。
- ・水道事業、その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- ・災害その他緊急事態の発生により、応急施設としてきわめて短期間使用させるとき。
- ・地方公共団体その他の公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業に供するため、やむを得ないと認められるとき。
- ・市の事務若しくは事業又は市の企業の遂行上やむを得ないと認められるとき。
- ・その他市長が当該行政財産の用途又は目的を妨げないと認めるとき。

⑪ 入園料等の取扱いについて

入園料・体験料・施設等の使用料及び賃借料等の本施設の指定管理により発生する収入は全て指定管理者のものとし、その収入を指定管理業務（運営や施設の維持管理等）の必要な費用に充てることができます。

⑫ 施設等の修繕について

- ・消費税及び地方消費税（以下“消費税等”）を含め、30万円未満の修繕は、指定管理者が負担、修繕すること。
- ・破損が確認された際は、速やかに修繕すること。
ただし、消費税等を含め、30万円以上または30万円未満で吉崎市が対応すべきと思われる修繕については、速やかに吉崎市へ報告し、指示を受けること。

⑬ 保険加入について

- ・施設内での管理責務の不備（施設や備品等の修繕・点検不足等）による入園者等のけが、人身事故に対する保険に加入すること。
- ・上記保険の適用対象は吉崎市及び指定管理者とすること。

(2) 業務の範囲

① 施設運営業務

- ・入園料、体験料、施設等の使用料及び賃借料等の徴収
- ・入園者数、体験者数（体験別）、施設使用及び賃貸借の記録
- ・体験プログラムの商品造成及び販売
- ・施設等の使用及び賃借に関する受付及び許可
- ・イルカの飼育管理及び健康管理
- ・イルカの購入、出産、死亡時の対応及び吉崎市への報告
- ・その他運営に必要な業務

② 維持管理業務

- ・施設等の保守
- ・本施設内の清掃業務
- ・水質検査及び水質の維持

※イルカの生命維持及び健康状態に異常をきたさない状態の水質を保つこと。

- 設備の保守点検業務（浄化槽保守管理・浄化槽検査・電気保安管理・清掃メンテ）
- 施設の軽微な修繕（消費税等を含め、30万円未満の修繕）
- 施設に必要な消耗品の購入
- その他
 - 防災に関すること
 - 非常時の対応
- その他募集要項、仕様書、協定書に定めがあるもの以外に不測の事態が発生したときは市との協議によるものとする。

③ 経営管理業務

- 施設運営のための経理業務

※経理事務を行うにあたり、自身の団体と独立した会計帳簿書類及び経理規定を本業務と自主事業に分離して設けて、市の要求がある場合は、経理書類を開示しなければならない、また、当該事業に関しての監査業務が受けられるような体制を整えること。

※団体自体の銀行口座とは別の口座で管理すること。また、帳簿処理により、収入と支出の計上を正確に行い、月次ベースで現金残高と帳簿残高の照合を行うこと。

- 事業計画の策定及び提出
- 指定管理における収支計算書、業務報告書、決算書の作成及び提出
 - ※原則、上記は指定管理に関するもののみとする。ただし、市が特別に必要と認める書類については提出を求めることができる。
 - ※市長より求められた際はその都度書類を提出すること。
- 市及び関係機関との連絡調整
- 旧指定管理者との引継
- その他市が必要と認める業務

④ 自主事業について

指定管理者は、本施設の設置目的に合致し、管理運営の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、本施設内での自主事業を実施することができます。この場合における事業収入は、指定管理者の収入とします。ただし、設置目的外と判断される事業については、市に対して行政財産目的外使用許可の手続きが必要となり、行政財産目的外使用料が発生する場合があります。

指定管理者が、自主事業を実施する場合には、指定管理者が行うべき業務（以下「本来業務」）の会計と区別し、自主事業の計画を設定し、あらかじめ市長の承認を得て実施してください。なお、自主事業を行う場合には、本来業務に支障がないようにしなければいけません。

⑤ 『イルカパーク管理・環境等検討委員会報告書』について

令和6年度、苓岐市は本施設のイルカの飼育管理や生育環境等の改善を目的に、各分野の専門家を委員に迎えて上記検討委員会を設置しました。3回の会議を経て、検討委員会からは別紙のとおり改善に係るご提案をいただきました。指定管理者は検討委員会報告書の内容を踏まえて苓岐市と共に本施設の改善に努めるようにしてください。

(3) 業務の再委託の制限

指定管理者は、業務の全部、又は業務の主たる部分を第三者に委託することはできません。

その他一部の業務の再委託については、原則として市の指名業者又は苓岐市に主たる事務所を有するものに委託することができますが、事前に市の承認を得なければいけません。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。
 これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすい主なリスクについて、その方針を示したものです。
 下記事項以外や疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとします。

No.	種類	リスクの内容	負担者	
			市※1	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
2	金利変動	金利の変動に伴う経費増		○
3	税制変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制の変更	○	
		委託料等に係る消費税等制の変更	○	
		その他の税制変更		○
4	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		上記以外		○
5	事業の変更	市の責めによる理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
6	周辺施設・住民及び施設利用者への対応	地域との協調	○	
		施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの訴訟、反対や要望への対応	協議事項	
		上記以外		○
7	労災	指定管理者の従業員の労働災害		○
8	不可抗力※2	不可抗力に伴う、施設、設備、備品、資料の修復による経費の増加及び事業履行不能	協議事項	
9	需要変動※3	需要予測の不備、競合施設の出現等による収入の減少	△	○
10	陳腐化	サービス内容の陳腐化、利用者ニーズの変化等に起因する収入の減少		○
11	施設等の損傷	市の責めに帰すべき事由による本施設・設備・備品等の損傷	○	
		上記以外の事由による本施設・設備・備品等の損傷		○
12	イルカの補償	イルカの生命維持管理を怠った場合の死亡		○
		上記以外の事由によるイルカの死亡	○	
13	資料の盗難・破損	市の責めに帰すべき事由による資料の盗難・破損	○	
		上記以外の事由による資料の盗難・破損		○
14	第三者への賠償※4	指定管理者の故意または過失によるもの		○
		指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
15	セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
16	事業終了後の諸費用	指定管理の期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※1 市が負担するリスクについては、指定管理者の逸失利益は含まないものとする。

※2 不可抗力とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、火災等の自然災害又は騒乱・暴動その他、人為的な現象のうち、いずれの責めにも帰することができない案件を示す。なお、不可抗力によって破損が確認された場合、両者協議を行い、軽微な修繕の場合及び保険の付保が可能なものを除き、市が負担する。

※3 需要変動については、原則的に指定管理者がリスクを負担とする。
 ただし、通常予見することができないほど著しい需要変動が生じ、指定管理者による本事

業の継続に重大な支障をきたす恐れがある場合は、市と指定管理者の間で協議を行う。
 ※4 施設内での管理責務の不備による入園者等のけが、人身事故に対する保険に加入すること。

(5) 指定の取消し等

- ・市が指定管理者に対して、管理業務又は経営状況に関し報告を求め、実地において調査し、又は必要な指示をした場合、この指示に従わないときや管理を継続することが適当でないと判断したときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。
- ・このことにより生じた損害の賠償を、市は指定管理者に対し命ずることができるものとする。

6 指定管理料の使途

(1) 指定管理料の取り扱い

- ・市は指定管理者に対し、指定管理期間中、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）毎に1,200万円を上限とする指定管理料を2回に分割して支払うものとし、支払方法等詳細については、年度協定書で定める。
- ・指定管理料の使途は、イルカの飼育管理及び生命維持に必要な経費（以下、「イルカ管理費」という。）に限る。
- ・市がイルカ管理費として認める項目は下表2のとおりとする。
- ・下表2外のその他各種費用については、入園料・体験料・施設等の使用料や賃借料の収入で賄うこととする。
- ・イルカ管理費の経費が1,200万円未満の場合は、その差額を市へ返還すること。

(2) 指定管理者は、①法人等にかかる市民税、②新たに設置した事業用資産にかかる固定資産税（償却資産）等の納税義務者となる可能性があるため、①については杵岐市役所税務課市民税班、②については杵岐市役所税務課資産税班に問い合わせること。

なお、法人税、消費税等の国税については杵岐税務署、法人等にかかる県民税・事業税等の県税については、杵岐振興局へ問い合わせること。

(表1) イルカパーク指定管理にかかる費用

項目	令和4年度	令和5年度
合計	34,654,071円	38,354,067円
人件費※	18,489,613円	22,428,195円
消耗品費	5,459,417円	5,416,600円
動物医療費※	4,712,128円	5,490,998円
修繕費	208,800円	124,446円
水道光熱費	3,241,937円	3,259,397円
荷造運賃	232,210円	215,576円
通信費	306,745円	287,841円
研究研修費	165,000円	113,530円
広告宣伝費	613,620円	529,740円
管理諸費	1,224,601円	487,744円

※令和5年度はイルカの体調不良や死亡に伴い上記の経費（※）が前年度に比べて増加している。

※消耗品費には餌代が含まれる。

(表2) 令和8年度からの指定管理料内訳（イルカ管理費）

項目(詳細)	金額
合計	12,000,000円
医療材料費	2,500,000円
餌用魚代	4,800,000円
餌仕入運搬費	300,000円
餌品質検査	300,000円
餌保管料	460,000円
血液検査手数料	360,000円
消耗品費	440,000円
機材等小修繕費	240,000円
獣医師人件費	2,600,000円

7 指定管理者の審査・選定の方法

(1) 基本的な考え方

公の施設は、住民の福祉を増進する目的を持って、住民の利用に供するために普通地方公共団体が設けるものです。

今般、地方自治法の改正により導入されました指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

そこで、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ適正な管理運営の下、より効果的、効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の候補者を選定するため、次のとおり選定方法等を定めます。

(2) 選定方法

指定管理者の選定については、応募資格等に該当するかどうかを審査する書類審査と、書類審査を通過した応募者について、吉岐市公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱第3条に規定する委員で構成する選定委員会を非公開で開催し、選定します（選定結果については後日公開いたします。）。

(3) 評価方式

資格審査

次の審査項目について担当課で事前に審査し、その結果を委員会に報告します。

審 査 項 目		適・否
1	個人ではなく、法人その他の団体（以下「団体」という。）であるか。	適・否
2	応募資格に記載する管理運営に必要な免許・資格を有しているか。	適・否
3	地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）及び吉岐市競争入札参加資格停止措置要領の規定に該当しない団体であるか。	適・否
4	市県民税、消費税等、地方消費税等、固定資産税、特別土地保有税及び事業所税並びに各種使用料の未納・滞納がない団体であるか。	適・否
5	会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続きの申立てをしている団体又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしている団体でないか。	適・否
6	市と容易にかつ緊密に連携が可能な団体及び吉岐市民のサービス提供に精通している団体で、吉岐市内に主たる事務所（本店機能）を有する団体であるか。	適・否
7	暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条に規定する暴力団・暴力団員でない者で構成されているか。	適・否
8	募集要項の内容を満たしているか。	適・否

※ 書類審査時点以降、上記審査項目の不適合に該当した場合は、指定管理者としての資格を喪失したものとします。

選定委員会

- ◎資格審査を通過した応募者は、壱岐市公の施設の指定管理者選定委員会において、指定管理者申込書に基づき、提案内容等のプレゼンテーションを行います。
- ◎選定基準及び評価方法については、次の通りとします。

壱岐市指定管理者候補団体選定評価書

次の事項を基本とした選定基準に基づき、評価項目について評価する。

- 1 施設の平等な利用の確保が図られるものであること。
- 2 施設の効果を最大限に発揮できるものであること。
- 3 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 4 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有するものであること。
- 5 前項に掲げるもののほか、施設の設置目的に応じて市長が定める基準を満たすものであること。

【評価点は、 1点から5点までとする。】

※評価点の 最高点は、構成委員数×5点

『候補団体名』

壱岐市指定管理者候補団体選定評価書評価項目

	評価点
1. 団体等に関する事項	
① 施設の管理運営における業務遂行能力は十分であるか。	
② 同規模以上の同種又は類似施設の管理運営業務の実績あるか。	
③ 主たる事業所又は支店等を市内に置き緊急時の対応は可能か。	
2. 管理運営に関する事項	
④ 施設の管理運営に係る基本方針は指定管理者として適切か。	
⑤ 各年度の事業計画（提案）は具体的内容で、実現可能か。	
⑥ 効率的・効果的な運営への取り組みが見られるか。	
⑦ 従事者（職員）及び有資格者の配置計画は適当か。	
⑧ 利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか。	
⑨ 利用者への安全配置については適切か。	
3. 事業収支計画等に関する事項	
⑩ 収支計画及び積算根拠は明確で適切か。	
⑪ 独自の工夫等により経費の削減を図ることができるか。	
⑫ 持続的に安定した事業を行うことが可能か。	
4. 地域との連携（協働）に関する事項	
⑬ 地域の実情を把握し、地域に密着して活動を行うことができるか。	
⑭ 市及び地域との連携及び公共性の担保についての考え方は適切か。	
⑮ 利用者から改善要求があった場合の考え方は適切か。	
合 計 〈最高点 点〉	
講 評	

(4) 選定審査対象からの除外

申請者が次の要件のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定審査の対象から除外します。

- ・選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・提出書類に虚偽または不正があった場合
- ・この要項に違反又はいじむしく逸脱した場合
- ・提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合
- ・複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
- ・提出書類の提出後に事業計画書の内容を大幅に変更した場合
- ・その他不正行為があった場合

8 協定の締結

- ・市は、選定委員会で選定された候補者と協議のうえ、指定管理料の額や特記事項等について定める協定書において、仮協定を締結し、指定管理候補者となる。
- ・市議会の指定議案の議決後、上記協定書の本協定を締結する。
- ・指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、市は指定を取り消し、又は協定を締結しないことができる
 - (1) 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - (2) 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

9 指定までのスケジュール

- (1) 募集要項の公表 【令和7年8月25日(月曜)～9月30日(火曜)】
吉岐市のホームページ等において広報を行い、吉岐市地域振興部観光課観光しまづくり班において、土日及び国民の祝日及び正午から13時までを除く午前9時から午後5時まで募集要項の配布を行います。
- (2) 参加表明受付期間 【令和7年8月25日(月曜)～9月30日(火曜) 必着】
参加表明書を提出される方はこの期間内に持参又は郵送してください。
FAX・電子メールでの受付は行ってありません。
- (3) 質問受付期間 【令和7年8月25日(月曜)～9月30日(火曜) 必着】
質問書(様式第6号)により質問の内容(1枚につき1件)を簡潔にまとめて、吉岐市地域振興部観光課観光しまづくり班まで郵送・FAX・電子メールまたは持参により提出してください。
- (4) 質問への回答 【令和7年8月25日(月曜)～10月3日(金曜)】
質問者へ直接回答します。
- (5) 現地説明会の開催 【令和7年8月25日(月曜)～9月30日(火曜) 期間中随時】
希望者には随時現地説明会を開催いたします(日程は協議させていただきます)。希望される場合は別紙現地説明会の参加申込書を提出してください。別途、事前に参加表明書の提出が必要となります。
参加申込期限 令和7年9月24日(水曜)まで FAX・電子メールまたは持参のこと。

(6) 申込書受付期間 【令和7年10月1日(水曜)～10月6日(月曜)必着】

申込書を提出される方はこの期間内に持参又は郵送してください。

書類は9部ずつ提出してください。

FAX・電子メールでの受付は行っておりません。

(7) 選定委員会 【令和7年10月下旬頃】

(8) 選定結果の通知・公表 【令和7年10月下旬頃】

選定結果については選定・不選定いずれの場合においても、応募者全員に通知し、指定管理者の指定については壱岐市情報公開条例に基づき公開します。

(9) 仮協定の締結 【令和7年10月下旬頃】

(10) 市議会へ指定議案を上程 【令和7年12月上旬頃】

(11) 指定の通知 【市議会の議決後】

(12) 本協定の締結 【市議会の議決後】

10 応募手続等

(1) 申込書類等の提出方法等

市のホームページ、壱岐市役所地域振興部観光課(長崎県壱岐振興局第1別館2階)で書類を受け取られ、壱岐市地域振興部観光課観光しまづくり班へ直接又は郵送で提出してください。【申込には押印が必要です。】

申込受付期間は、令和7年10月1日(水曜)～令和7年10月6日(月曜)までとします。

なお、応募者から提出された書類は、公正な競争を妨げないようにするため、申込受付期間内は非公開とするとともに、一度提出された事業計画や管理運営費などの根幹に関わる内容の変更は、認めません。

(2) 提出書類

別紙「提出書類一覧」及び「様式」のとおり。

※9部ずつ提出してください。

(3) 質問の受付

質問の受付期間は、令和7年8月25日(月曜)～9月30日(火曜)まで(土日を除く)とし、回答は後日質問者へ直接回答します。

(4) 留意事項

- ・市が必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。
- ・事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は指定管理者の決定の公表等に必要な場合には、事業計画書等の内容が無償で利用できるものとします。なお、提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ・申請に係る経費は、全て申請者の負担とします。
- ・市の業務上の都合により、応募の事実に係る情報を市の機関において利用する場合があります。

1 1 問い合わせ先及び書類の提出先

壱岐市役所地域振興部観光課観光しまづくり班（担当：佐藤）

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触 562 番地

電 話：0920-48-1130（内線 81-352）

F A X：0920-48-1120

E-mail：iki-kankou@city.iki.lg.jp

〔 別 紙 〕

①イルカパーク管理・環境等検討委員会報告書

令和6年11月6日

壱岐市長 篠原 一生 様

イルカパーク管理・環境等検討委員会
委員長 川嶋 舟

イルカパーク管理・環境等検討委員会
報告書について

このことについて、令和6年8月2日に設置された当検討委員会において、調査・検討した結果を別紙のとおり報告いたします。

別紙

イルカパーク管理・環境等検討委員会設置要綱第2条において定められている検討委員会で調査・検討を行う対象は、(1) イルカの生存年数、(2) 生育環境の適正、(3) 前2号に掲げるもののほか、イルカの長期かつ安定的な飼育管理に関すること、とされており、以下、各号について報告・立案いたします。

(1) イルカの生存年数について

指定管理者からの報告によれば、「あずき」等の特異的に長期的に生存する個体を除き、2007年以降にイルカパーク内で飼育されたイルカの平均飼育年数は3.4年(中央値/最頻値は2年)となっています(海外では飼育下のハンドウイルカが30～45年生存したという記録があります)。

死因に関しては多くの個体では、病理解剖等で肝機能の低下が原因として疑われており、直接の死因となる因果関係を現時点で認めることは難しいものの、肝機能不全が死因の一つであることは誤りではないと思います。しかし、死因は複数の原因が複合的に関係することも多く、死因を現時点で肝障害のみに断定することはできないと考えます(今後死亡した場合には、死因を明らかにするため今までと同様に病理解剖を継続することが望ましい)。

(2) 生育環境の適正について

当検討委員会において、下記の項目について調査・検討を実施しました。下記①～⑤に関してはイルカの生育に関して複合的に影響を与えることがあるため、今後とも継続して調査を実施していくべきと考えます。

①水温

イルカパーク内の水温は冬季10℃以下夏季30℃以上となることがあり、イルカにとって大きな負担となっていると思われます。特に冬季はイルカパーク内が9℃の時に外洋は13℃になっていることもあり、イルカパーク内の水温は外洋よりも低下しやすい傾向にあるようです。

②塩分の低下

令和6年3月以降に施設内に設置した測定記録によると、表層の塩分の低下がみられ、当初34あったのが5月以降降雨により最低18まで低下し、8月後半まで30以下の状態が続きました。海外では低塩分のイルカに対する悪影響の報告もあり、海水で生活するイルカにとって過酷な環境となっていると思われます。

③植物プランクトン(可能性)

例年夏季に水質が悪化しており、有毒な植物プランクトン等が発生している可能性があります。

④海水の滞留

イルカパーク内は海水が滞留しやすく、表層以外は外洋との海水交換がほとんど行われていない可能性があります。それにより、上記の水温や塩分の低下や水質の悪化についても水の循環による解消を期待することが難しく、影響が長期間に及ぶ傾向にあります。

⑤底質中の硫化水素（可能性）

今年度（令和6年度）3月～7月までの計測により、底層の溶存酸素量が最低 0.8 mg/L まで低下していることが確認されました（通常は 7 mg/L 程度）。溶存酸素量の低下により底質（水底土砂）内に猛毒の硫化水素が蓄積することがあります（8月末に調査を行った結果、硫化水素の生成・蓄積は認められませんでした）。

（3）イルカの長期かつ安定的な飼育管理に関することについて

上記2号を踏まえ、当検討委員会で検討した改善策等について報告・立案いたします。

①飼育環境

ア 餌

病理解剖の結果、多くの個体で肝機能の低下が見られることから、餌について適切な給餌量と内容を検討する必要があります。

イ 服用薬

餌同様に肝臓へ与える影響が大きいことから、今まで投薬されてきた薬及びサプリメントについてその効果を再検討する必要があると考えます。

ウ 運動量

多くの時間を生簀内で過ごしていることから運動量が適切であるか検討が必要だと考えます。

エ 飼育・調教技術

スタッフの経験がイルカの生存年数に関係しているという調査結果もあります。イルカパークのスタッフの経験年数は短く、スタッフに経験を積ませるため、イルカを長期飼育している他園館からスタッフを迎える、あるいはスタッフを出向させる等、他園館との連携が必要と考えます。

オ 体重管理

体重変化は体調を知るための重要な指標のひとつです。イルカの体重をイルカに負担が少ない方法で測定できれば体調の変化を速やかに把握できるようになります。

カ 検査体制

血液、呼気、糞便検査等を定期的 to 実施する体制を整え、健康状態を数値で把握できるようにする必要があります。

②治療環境・死亡時の体制の整備

ア 常勤の獣医師の配置

鯨類に知見のある獣医師が常勤することによって、日常において健康管理を行うことができるとともに、治療に必要な医薬品等を適切に管理できるようになり、体調変化があった場合には速やかに対応することが可能となります。

イ 治療のためのプールの設置

体調を崩したイルカの治療のためには、環境を管理できるプールで治療を行えることが望ましいです。現在イルカパークには環境をコントロールできるプールがないため、プールを設置することでイルカの治療に取り組みやすくなります。

ウ 病理解剖・病理検査機関等との連携

速やかに解剖および病理検査が可能な体制を整えることで、イルカ死亡時に適切に対応できるようになると考えます。検体を保存することの検討や、可能であれば他の園館を含む健康管理の状況や過去の死亡例についても調査してもよいと思います。

③生育環境の整備・改修

ア 護岸の撤去等

イルカパーク内の環境を外洋の環境に近づけるための検討が必要です。例えば、（ア）イルカパーク飼育施設入口の一部をふさいでいる護岸の撤去、（イ）施設内の水深の調整、（ウ）イルカパーク外側の石積付近の護岸の調整、等を実施することで海水の滞留が解消され、水温の低下や低塩分の影響等を緩和できる可能性があります。そのため、上記（ア）～（ウ）について、実施前後の海流のシミュレーションを実施することが望ましいと考えます。

イ 飼育環境の拡張（隣接する外洋での生簀の設置）

イルカパーク内は水温が低下しやすいものの、隣接する入り江の入口はそこまで低温にはならないようです。比較的水温が高い外洋側（浮桟橋と石垣の間等）に網を張ることや、生簀を設置することにより、飼育領域を拡張することで水温低下のイルカに与える影響を緩和できると考えます。

ウ ポンプ等による海水の循環システムの構築

物理的にポンプ等で海水を循環させることでイルカパーク内の海水温を周辺の海水温と差がなくなるようにすることも可能と考えます（ポンプ音がイルカに与える影響を最小限にする必要があります）。

エ 底質改善

底質の溶存酸素量の低下もみられるので、必要があれば底質改善物質の散布（細菌性、吸着性、鉄等）についての検討が必要です。

④調査・情報交換

ア 環境調査

上記の塩分低下、水質、海流、底質、重金属等の調査について、それらが複合的な要因となっている可能性も考えられることから、今後も継続的に実施していくことが望ましいと考えます。

イ 個体検査

現在飼育しているイルカについて、今まで実施していなかった必要と思われる検査を実施することが望ましいと考えます（肝炎ウイルス、脂溶性ビタミンと肝機能との関係等）。また、水温と肝機能の悪化の相関関係についても、可能な範囲で調査

することが望ましいと考えます。

ウ 他園館等との情報交換

イルカの飼育に関して常に日本水族館協会や他の園館と情報交換することは、イルカの飼育に関する知見を高めるうえで何事においても非常に重要だと考えます。

⑤費用等

上記改善策等を現実化していくにあたり、費用面で実施することが困難となる状況はできるだけ避けなければならないと思います。ハード及びソフト両面の費用面においても可能な限りご配慮をいただきたいと思います。

以上

②「提出書類一覧」及び「様式」

- 1 参加表明書
- 2 現地説明会の参加申込書
- 3 指定管理者申込書 様式第1号（手続き条例第3条関係）
- 4 事業計画書 様式第2号
募集要項・仕様書の基本的な考え方、指定管理者の選定方法に基づき、事業を実施するうえでどのような考え方に基づき運営してゆくか、出来るだけ具体的な形で、基本方針を示してください。
標準様式を定めていますので、適宜修正の上作成願います。
- 5 イルカパークの管理運営に関する収支計画書 様式第3号の1、様式第3号の2
標準様式を定めていますので、適宜修正の上作成願います。
- 6 団体の概要及び活動実績について 様式第4号
活動実績があれば記入下さい。会社概要、財務諸表 については添付下さい。
- 7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
ア 申込資格申立書 様式第5号
イ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
ウ 市県民税、消費税等、地方消費税等、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び事業所税の各納税証明書及び各種使用料納付証明書。
エ 必要な資格証明書(コピー)
- 8 応募に関する質問書 様式第6号
必要に応じ利用下さい。
受付期間がありますのでご注意下さい。

令和 年 月 日

壱岐市長 様

【申請者】
称号又は名称
住 所
代表者氏名 ⑩
参加希望者氏名(代表者)
連 絡 先 (TEL)
(FAX)

イルカパーク指定管理 参加表明書

イルカパーク指定管理者募集について、下記のとおり、参加を表明します。

記

称号又は名称	
住所	
代表者氏名	
連絡先	TEL

上記の【申請者】と同じ内容の場合は、申請者〇〇と同じと記載してください

参加表明書受付期間：令和7年8月25日（月）～ 9月30日（火）

現地説明会（随時開催）にご参加するには、事前に参加表明書の提出が必要となります。

共同事業体として参加表明する場合は、共同事業体代表団体が申請してください。

参加表明書を提出した後に表明を辞退する場合は、速やかに辞退届（任意の様式）を提出すること。

壱岐市 地域振興部 観光課観光しまづくり班 行 (FAX: 0920-48-1120) FAX
送信票は不要です。

令和 年 月 日

壱岐市長 様

【申請者】
称号又は名称
住 所
代表者氏名 (印)
参加希望者氏名(代表者)
連 絡 先 (TEL)
(FAX)

イルカパーク指定管理 現地説明会の参加申込書

イルカパーク指定管理者募集に関連する現地説明会について、
下記のとおり参加を希望いたしますので、申込みをします。

記

現地説明会の 場所	壱岐イルカパーク&リゾート 〔長崎県壱岐市勝本町東触 2668 番地 3〕 ※日程については、別途協議のうえ調整させていただきます。
参加希望者〔氏名〕	氏名 1. 氏名 2.

現地説明会の開催期間：令和7年8月25日（月）～ 9月30日（火）（期間中随時）

参加申込書の受付期間：令和7年8月25日（月）～ 9月24日（水）（必着）

参加希望者の欄には、【申請者】の参加希望者氏名（代表者）以外に参加を希望する人がいる場合のみ
その氏名を追加してください。
現地説明会では、施設・設備等について説明いたします。最長3時間となりますが、進行状況及び質疑
対応の状況次第で早めに終了することもあります。

※事前に参加表明書のご提出をされていない場合、申し込みは無効となります。

様式第1号

指定管理者申込書

令和 年 月 日

吉岐市長 様

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

印

イルカパークの指定管理者の指定を受けたいので下記の書類を添えて申込みます。

記

施設の名称 :

添付書類

1. 申込資格を有していることを証する書類
2. 団体の概要を示す書類
3. 団体の経営規模・経営状況を示す書類
4. 管理業務の事業計画書及び管理に係る収支計画書
5. その他市長が必要と認める書類

様式第1号

指定管理者申込書（共同事業体用）

壱岐市長 様

共同事業体の名称

共同事業体代表団体 所在地

団体名

代表者職・氏名

印

イルカパークの指定管理者の指定を受けたいので、以下のとおり共同事業体を結成したことを証するとともに、下記の書類を添えて申込みます。

共同事業体の目的		
共同事業体の名称		
共同事業体の事務所所在地		
共同事業体の構成団体（代表団体も構成団体として記載すること）	所在地 団体名	
	所在地 団体名	
	所在地 団体名	
共同事業体の代表団体	所在地 団体名	
代表団体の権限	1 指定管理者の指定申請及び協定の締結等に関し、壱岐市のとの関係において共同事業体を代表する権限 2 経費の請求及び受領に関する権限 3 契約に関する権限	

（裏面あり）

共同事業体の 結成及び解散	当共同事業体は、令和 年 月 日に結成し、指定期間終了後3か月を経過する日以降に解散するものとします。ただし、指定管理者に指定されなかった場合には、ただちに解散します。
共同事業体の 業務遂行及び 債務の履行に ついての責任	各構成団体は指定管理者としての業務の遂行及び業務の遂行に伴い、当共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負います。
権利義務の譲 渡制限	協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはありません。
協議事項	協定書に定めのない事項については、構成団体全体により協議することとします。

（備考）共同事業体の構成団体が3者を上回る場合は、この様式に準じた様式を作成してください。

添付書類（必要に応じて共同事業体もしくは構成団体ごとに作成してください）

1. 申込資格を有していることを証する書類
2. 団体の概要を示す書類
3. 団体の経営規模・経営状況を示す書類
4. 管理業務の事業計画書及び管理に係る収支計画書
5. その他市長が必要と認める書類

令和 年 月 日

代表団体 所在地
団体名
職・氏名 印

構成団体 所在地
団体名
職・氏名 印

構成団体 所在地
団体名
職・氏名 印

事業計画書

(令和 年度) 団体名

イルカパークの管理体制について

すべての項目について具体的に記入をお願いします。

1 施設管理の基本的な考え方	1 「住民の平等利用が確保されること」に対する基本的な考え方。またそのための取組 2 平等利用を確保するための体制 3 利用者の安全対策 4 情報公開と広報の方策 5 利用者ニーズの把握・苦情処理 6 サービス向上・利用促進のための方策など 7 サービスの確保
2 施設の管理にあたる職員について	1 管理を安定して行うための方策 2 責任者 3 職員（氏名・住所・経歴） 4 職員の管理・監督体制
3 職員の勤務体制	1 勤務時間について 2 ローテーション 3 人材育成等の方法について
4 個人情報の取扱いについて	
5 施設の維持管理業務について	1 管理施設の効用を最大限発揮するための基本的な考え方 2 上記に対する具体的な提案 3 経費の縮減の基本的な考え方と具体的方策

6 緊急事態への対応 について	1 緊急事態への基本的な考え方 2 防火管理者の資格 3 緊急連絡体制、非常時の対応マニュアルなど 4 損害賠償能力について（加入が義務付けられている保険の取扱い）
7 地域への貢献性	1 地域への振興、活性化に対する基本的な考え方 2 地元法人その他団体の育成（一部業務の再委託） 3 社会活動への参加など
そのほかアピールしたい企画・ことがら等ありましたらご記入ください。	

様式第3号の1

イルカパークの管理運営に関する収支計画書（総括表）			
	収入（A）	支出（B）	収支 （A）－（B）
令和 年度			
令和 年度			
令和 年度			
計			

様式第3号の2

イルカパークの管理運営に関する 収支計画書（令和 年度）				
〔収入〕				
	項目	内訳		金額
	市からの管理料			
	入園料			
	体験料			
	賃借料・使用料			
	その他			
	収入合計（A）			
〔支出〕				
	項目	内訳		金額
	人件費			
	事務費			
	事業費			
	管理費			
	その他			
	支出合計（B）			
		収支（（A）－（B））		

団体の概要及び活動実績について

団体名

1、団体の概要について

団体の名称	
代 表 者	
所 在 地	
申請者団体を推薦 する主な団体	
団体の設立目的	

2、団体の施設運営、その他に関する主な活動実績

3 会社概要・財務諸表の直近分をそれぞれ添付してください。

申込資格申立書

壱岐市長 様

申込者 所在地
名 称
代表者氏名

印

イルカパークに係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第7条の規定による指定管理者の指定を受けたいので、イルカパークの指定管理者の募集に係る次の申込資格について申し立てます。

記

1. 次の事項のいずれにも該当いたしません。
 - (1) 破産者で復権を得ない者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、申込み書類受理時点において、一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
 - (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - (4) 本市における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (5) 壱岐市に納めるべき、税、使用料、手数料等に未納又は滞納がある者
 - (6) 団体の代表者、役員又は従事者が暴力団等の構成員その他指定管理者としてふさわしくない者
2. 施設の管理に必要な資格
資格の名称
取得年月日

様式

様式第6号

受付番号 _____

イルカパーク指定管理者の応募に関する質問書（1枚につき1件）

（あて先） 壱 岐 市 長

令和 年 月 日

団 体 名

団 体 所 在

電話・FAX

メールアドレス

代表者氏名

⑥

質問者名		質問者の 連絡先	
質問の内容			
回 答			

担当：壱岐市地域振興部観光課 佐藤
電話：0920-48-1130 内線 81-352